

ポツダム政令等に係る「同法」等の用法について

（担当 榎参考官）

一 議題

1 「新訂 ワークブック法制執務 第二版」（法制執務研究会編 ぎょうせい）によれば、「直前に示された法律又は政令若しくは省令をうける場合には、その題名のいかんにかかわらず、「同法」又は「同令」でうける。」こととされている。

これに厳密に従えば、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭二七法一二六）第四条等により、平和条約発効日の昭和二七年四月二八日以降も法律としての効力を持続することとなつてゐるポツダム勅（政）令についてもその制定の形式は勅（政）令であるから、「同法」ではなく、「同令」でうけることとなるはずであり、ポツダム勅（政）令について、「例6」、「例7」のように「同令」でうけている先例も存在する。

他方、ポツダム勅（政）令については、その制定形式は勅令又は政令であるものの、「例1」「例2」「例3」「例4」「例5」のように「同法」でうけている先例も存在する。ポツダム勅（政）令について、「同法」でうけている先例の多くは、その名称が「○○法」と改正された出入国管理及び難民認定法（昭二六政三一九）に係るものであるが、その名称が「○○令」である「例5」の先例も存在する。

このように、ポツダム勅（政）令について、「同法」でうけるのか、「同令」でうけるのかについては、必ずしもその用法が確立しているとは言い難く、「同法」でうけることができるとした場合にその根拠をどう考えるのかについても明確になつてゐるとは言い難い。

そこで、ポツダム勅（政）令に係る「同法」「同令」の用法について、その根拠とともに考え方を整理すると、【案1】【案2】【案3】の考え方が考えられるところ、ポツダム勅（政）令については、その制定形式は勅令又は政令であるものの、法律としての効力を持続することとされていること、その改廃について、法律で行われていることを踏まえ【案3】によることとしてはどうか。

【案1】 ポツダム勅（政）令についても、その制定形式が勅令、政令であることを重視し、「同法」ではなく、「同令」でうける。

【案2】 ポツダム勅（政）令については、原則としてその制定形式が勅令、政令であることを重視し、「同令」でうけることとするが、その後の法改正により、その題名が「○○法」、「○○に関する法律」などとなつたものについては、例外的に「同法」でうけることができる。

【案3】 ポツダム勅（政）令のうち、関係法律の規定により平和条約発効日以降も法律としての効力を持続することとされているものについては、全て「同法」でうける。

2 ポツダム勅（政）令以外にも、爆発物取締罰則（明一七太政官布告二二）等「法律」という形式以外の形式によつて定められた法令であるものの法律としての効力を有する法令が存在する。このような法令については、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平二

九法六七）附則第四条において「新組織的犯罪处罚法第十二条（刑法第四条の二に係る部分に限る。）の規定、第二条の規定による改正後の爆発物取締罰則第十条（爆発物取締罰則第四条から第六条までに係る部分に限る。）の規定、第四条の規定による改正後の暴力行為等处罚に関する法律第一条ノ三第二項の規定、第五条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定、第六条の規定による改正後の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条（同法第十条に係る部分に限る。）の規定及び第七条の規定による改正後のサリン等による人身被害の防止に関する法律第八条（同法第五条第三項に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。」とされていいるように「同法」でうけることはされていない。しかし、ポツダム勅（政）令について、その制定形式は勅令又は政令であるものの、その法的効力が法律であることを理由として、「同法」でうけることができるとするのであれば、ポツダム勅（政）令以外の法律以外の法形式で制定されたものの、法律としての効力を有する法令についても「同法」でうけることができるとしてはどうか。

○組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平二九法六七）

#### 附 則

（経過措置）

第二条（略）

第三条（略）

第四条 新組織的犯罪処罰法第十二条（刑法第四条の二に係る部分に限る。）・・・適用する。

3 ポツダム勅（政）令については、制定時は勅（政）令として制定されたものであるため、当該勅（政）令について、「勅令」「政令」と表記されていたものの、その後の法改正により「勅令」「政令」との表記を避ける改正がされている例がある（「例8」）。他方、ポツダム勅（政）令について、「例9」「例10」のように「法律」と規定している例も存在すること、ポツダム勅（政）令について「同法」でうけることができるとするのであればこれとの同様の考え方をとることができると考えられることから、これを「法律」と規定することも許容することとしてはどうか。また、ポツダム勅（政）令について、これを「法律」と規定することを許容するとするのであれば、爆発物取締罰則等ポツダム勅（政）令以外の法律以外の法形式で制定されたものの法律としての効力を有する法令についても「法律」と規定することを許容してはどうか。

## 二 資料

### 1 ポツダム勅（政）令を「同法」でうけている例

- ① ポツダム勅（政）令の題名が「○○法」であるもの

〔例1〕

○出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律  
(平一七法九六)

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号口に該当する旅券を所持する外国人（同条第二号に規定する外国人をいい、同条第三号に規定する乗員を除く。）であつて、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする者のうち政令で定めるものが本邦に上陸しようとする場合においては、同法第六条第一項本文の規定にかかわらず、その旅券には、日本国領事官等（同法第二条第四号に規定する日本国領事官等をいう。）の査証を要しない。

## 〔例2〕

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平一一法一三六）

別表第一（第二条、第七条の二関係）

一〇七（略）

八 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）若しくは第五号（不法残留）若しくは第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十四条（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）若しくは第七十四条の四（集団密航者の收受等）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）、同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）若し

くは第二号（偽造外国旅券等の所持等）若しくは第二項（営利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等）の罪、同法第七十四条の六の三（未遂罪）の罪（同法第七十四条の六の二第一項第三号及び第四号の罪に係る部分を除く。）又は同法第七十四条の八（不法入国者等の藏匿等）の罪

## 九・十（略）

### 〔例3〕

#### ○道路交通法（昭三五法一〇五）

（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転）

第一百七条の二 道路交通に関する条約（以下「条約」という。）第二十四条第一項の運転免許証（第一百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。）で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの（以下この条において「国際運転免許証」という。）又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域（国際運転免許証を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。）の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。）を所持する者（第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。）は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台

帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同法第二十六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第一百十七条の二の二第一号において同じ。）をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

#### 〔例4〕

##### ○特定複合観光施設区域整備法施行令（平三一政七二）

（免許等の欠格事由に係る罪）

第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一〇三十九 (略)

四十 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十六条の二（同法第七十  
三条の二第一項に係る部分に限る。）の罪

四十一～四十四

2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二  
項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、  
次に掲げる罪とする。

一～四十一 (略)

四十二 出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項又は第七十六条の二（同法第七十三条の  
二第一項に係る部分に限る。）の罪

四十三～四十六 (略)

② ポツダム勅（政）令の題名が「○○令」であるもの

〔例5〕

○特定複合観光施設区域整備法施行令（平三一政七二）

（免許等の欠格事由に係る罪）

第七条 法第四十一条第二項第一号ヘ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項

及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。) の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一九十九 (略)

二十 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四十条（同法第三十五条（同法第十二条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪（これに当たる行為が、貸付けの契約の締結又は当該契約に基づく債権の取立てに当たつて行われたものに限る。）

二一〇四十四 (略)

2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一一二十一 (略)

二十二 物価統制令第三十五条（同法第十二条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第四十条（同法第三十五条に係る部分に限る。）、刑法（前号に規定する規定並びに第一百八十五条及び第一百八十七条の規定を除く。）、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）又は組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条及び第十七条を除く。）の罪（これらに当たる行為が、貸付けの契約の締結又は当該契約に基づく債権の取立てに当たつて行われたものに限る。）

二三〇四十六 (略)

## 2 ポツダム勅（政）令を「同令」でうけている例

### 〔例6〕

○地方税法施行令の一部を改正する政令（昭三六政一二二）

#### 附 則

（料理飲食等消費税に関する経過措置）

第九条 改正法附則第二十六条に規定する外客の飲食及び宿泊並びにその他の利用行為で政令で定めるものは、出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）第四条第一項各号に掲げる者でその在留期間が百八十日以内であるもののうち観光を主目的とするもの及び同令第十四条第一項又は第五条第一項の規定による許可を受けた者がその負担において行なう飲食及び宿泊とする。

### 〔例7〕

○国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平一五法一一七）

#### 附 則

（学校施設の確保に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行前に第十条の規定による改正前の学校施設の確保に関する政令第四条又は第十五条の規定に基づき発せられた命令に係る同令の規定の適用については、なお従前の例による。

この場合において、同令第二条第三項中「国立学校」とあるのは「国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三条の規定による改正後の学校教育法第二条第二項に規定する国立学校」と、同令第二十二条第一項中「学校を設置した国又は」とあるのは「国又は学校を設置した」とする。

3 ポツダム勅（政）令について、「政令」と表記されていたものを改めて「政令」との表記を避けた例

〔例8〕

○出入国管理及び難民認定法（昭二六政三一九）  
イ 制定時

（退去強制）

第二十四条 左の各号の一に該当する外国人については、第五章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができます。

一（略）

四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、観光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可又は水難による上陸の許可を受けた者を除く。）で左に掲げるものの一に該当するもの

イト（略）

チ この政令施行後に麻薬取締法、大麻取締法又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けた者

りくヨ （略）

五・六 （略）

2 （略）

口 難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭五六法八六）による一部改正

（出入国管理令の一部改正）

第一条 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

出入国管理及び難民認定法

（中略）

第二十四条第三号中「緊急上陸の許可又は」を「緊急上陸の許可、」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸の許可」を加え、同条第四号ト、チ及びリ中「この政令施行後」を「昭和二十六年十一月一日以後」に改め、同条第六号中「緊急上陸の許可又は」を「緊急上陸の許可、」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸許可」を加える。

## 八 現時点

### （退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

#### 一～三の五 （略）

四 本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶觀光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。）で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

#### イ～ト （略）

チ 昭和二十六年十一月一日以後に麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）又は刑法第二編第十四章の規定に違反して有罪の判決を受けた者

#### リ～ヨ （略）

#### 四の二～十 （略）

※ 昭和二六年一一月一日は、出入国管理及び難民認定法施行の日。

#### 4 ポツダム勅（政）令を「法律」と規定している例

##### 〔例9〕

○地方自治法の一部を改正する法律（平二六法四二）

##### 附 則

（商法等の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「東京都の特別区の存する区域及び」を「特別区を含むものとし、」に改め、「、区」の下に「又は総合区」を加える。

一 （略）

二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五条第一項第五号の二及び第十九条の七第一項

三～五 （略）

##### 〔例10〕

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平三〇法七一）

##### 附 則

（生活保護法等の一部改正）

第十五条 次に掲げる法律の規定中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用

の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

一 (略)

二 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十七

三、一三 (略)

## 5 参照条文

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律（昭二

七法八六）

（将来存続すべき命令）

第一条 左に掲げる命令及び命令の規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

一 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）

二 明治三十九年法律第二十四号官国幣社経費に関する法律廃止等の件（昭和二十一年勅令第七十一号）附則第三項

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律（昭二七法八八）

(将来存続すべき命令)

第四条 第一条及び第二条に規定する命令並びに左に掲げる命令は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、法律としての効力を有するものとする。

物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）

地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭二

七法一二六）

（出入国管理令の一部改正）

第一条 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（入国管理庁設置令の一部改正）

第三条 入国管理庁設置令（昭和二十六年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（将来存続すべき命令）

第四条 第一条及び前条に規定する命令は、この法律施行後も法律としての効力を有するものとする。

○大日本帝国憲法

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヰタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

## 6 参考裁判例

### ○最高裁判所昭和三四年七月三日第二小法廷判決（刑集一三巻七号一〇七五ページ）（抄）

ところで爆発物取締罰則は、なるほど所論の如く明治一七年太政官が勅旨を奉じ布告第三二号として制定したものであつて、議会の関与により、成立したものではないが、右罰則は明治二二年に旧憲法が制定されたとき、その第七六条第一項により「憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令」であつて「遵由ノ効力ヲ有ス」るものと認められ、現行刑法（明治四〇年法律第四五号）が明治四一年一〇月一日から施行されるに当り同法施行法（明治四一年法律第二九号）第二二条第二項において「爆発物取締罰則第一〇条ハ之ヲ廢止ス」と規定されたのみで同罰則のその他他の条項についてはこれを廃止若しくはその効力を否認するための何らの立法措置も講ぜられず、却つて右明治四一年法律第二九号及びその後の大正七年法律第三四号という帝国議会の協賛を経た旧憲法上の法律の形式をもつて改正手続が行われ、すなわち旧憲法の施行と共に旧憲法上の法律と同様の効力を有するものとして取扱われ、明治四一年に至つて形式上においても旧憲法上の法律と同一の効力を有することとなり、しかしてその後現行憲法施行後の今日に至るまで、右罰則が他の法令により廃止され若くはその効力を否認するため何

らかの立法措置の講ぜられた事実は更にないのであるから、右罰則は法規としての効力を失つたものではなく、憲法施行後の今日なお法律としての効力を保有しているものといわなければならない。

## 7 参考文献抜粹

○「新訂 ワークブック法制執務 第二版」（法制執務研究会編 ぎょうせい）七七七ページ

【問三二〇】「同」を用いるのは、どのような場合か。「答」ある法令の文章中で最も近い前の場所に表示された条、項、号、年、月等の字句をうけて、厳密に同一の対象であることを示す場合に用いられるのが、「同」である。したがつて、中間に異なる条、項、号等が挿入される場合には、それより前に表示された条、項、号等を「同」でうけることができないことはいうまでもない。（問76 参照）  
なお、同一の条における同じ項又は同じ号を示す場合には、「同条同項」又は「同条同号」といわず、単に「同項」又は「同号」と表現するのが通例である。また、直前に示された法律又は政令若しくは省令をうける場合には、その題名のいかんにかかわらず、「同法」又は「同令」でうける。このことは、省令の題名で「〇〇規則」とされるものがあつても、同様である。これは、委員会規則について「同規則」といううけ方をするのと混同しないためである。

ポツダム政令等に係る「同法」等の用法について

(担当 榎参考官)

○ 議事要旨

1 ポツダム政令等の法律以外の法形式で制定されたものの法律としての効力を有する法規について、これを「同法」でうけることができるか否か等を検討するに際しては、その前提として「法律としての効力を有する」ということの意味が、①制定時の法形式は、政令や勅令等であるものの当該法令の性質自体法律となつたと考えるのか、②当該法令の性質は、制定時と同じく政令や勅令等であるものの、その効力については法律と取り扱うと考えるのかを検討することが必要であるとの指摘があつた。ポツダム政令等については、①の考え方からその性質自体法律となつたものであり、「同法」でうけることができるとする意見が多数であつたが、②の考え方からその性質自体が法律となつたとするることはできず、その法形式は政令や勅令等のままであり、ポツダム政令等は原則として「同令」でうけることとするものの、出入国管理及び難民認定法については、その題名が「〇〇法」となつていることから例外的に「同法」でうけることができるとするべきであるとする意見も少なくなかつた。

2 ポツダム政令等については、原則として「同令」でうけることとするものの、出入国管理及び難民認定法については、その題名ゆえに例外的に「同法」でうけることができるとする考え方については、法

令の題名に基づいて「同法」か「同令」かを判断しており、ワークブックの考え方と矛盾するとの指摘があつた。

3 ポツダム政令等について、その題名が「○○令」であるものについても、「同法」でうけることすることについては、「A法 ↴ B令 ↴ 同法」（※B令は、ポツダム政令等）のような場合、同法がA法を指しているのか、B令を指しているのかについて紛れが生じるおそれがあるので、紛れが生じるような場合は、「同法」を用いないなどの工夫が必要ではないかとの指摘があつた。

## 条約の組込みについて（法令と比較しつつ）

（担当 間瀬参事官）

### 一 議題

条約の作成においては、「組込み」（incorporation）という立法技術が活用されることがある。条約の組込みとは、ある条約において、他の条約の規定を、必要な修正を加えた上で規定し、それをその条約の一部とすることをいう。かつては世界貿易機関（WTO）関連協定において、最近では環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「 TPP11」という。）、経済上の連携に関する日本と欧州連合との間の協定（以下「日EU・EPA」という。）等において条約の組込みが行われている。

条約の組込みを行われるに至った主たる理由及びその意義としては、①条約は各国等の交渉を通じて作成されるため交渉の展開いかん等によつては作成に時間を要する場合があること、②組み込まれる条約（以下「被組込条約」という。）にある規律が存在している場合において、当該規律と類似しており、かつ、当該規律を上回る部分又は当該規律と異なる部分を有する規律を、被組込条約を組み込む条約（以下「組込条約」という。）において規定しようとするときは、組込条約においてはその上回る部分又は異なる部分のみを書き下せば足りること、等が考えられる。

こうした条約の組込みについて、法令と比較しつつ、次のような点をどのように考えるか。

1 条約の組込みにおいては、被組込条約が未発効条約である場合がある（例えば、TPP11第一条1は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP12」という。）の規定の大部分がTPP11に組み込まれる旨を規定しているが、被組込条約であるTPP12は現時点まで未発効である。二の（国会答弁（被組込条約が未発効条約である場合））参照。）。法令の準用において、準用される法令（以下「被準用法令」という。）については、成立し、公布されていれば準用され得るか。それとも、被準用法令が準用されるには、施行されていることが必要か。

2 条約の組込みに関し、被組込条約が改正される場合にあつては当該被組込条約にはその改正後のもの等が含まれる旨の規定（以下「将来改正対応規定」という。）を組込条約に設けている場合（例えば、EU・EPA第一・九条4）と設けていない場合がある。他方、法令においては将来改正対応規定のようなものは存在していない。将来改正対応規定がある場合とない場合でどのように違いがあると考えられるか。また、準用法令において、被準用法令にはその改正後のもの等が含まれる旨の将来改正対応規定を設けることについて、どう考えるか。

3 法律においては、「その性質に反しない限り・・・を準用する。」又は「・・・の例により（よつて）～する（できる）。」との規定が設けられることがある（二の「その性質に反しない限り・・・を準用する。」の例）、（「・・・の例により（よつて）～する（できる）。」の例）及び（「その性質に反しない

限り・・・の例による。」の例) 参照。)。いつした場合については、被準用法令が改正されたとしても準用法令を改正する必要はないという意味において、条約における将来改正対応規定に類似しているとも考えられる。法律におけるこののような規定の仕方と条約の組込みを比較した場合、どのような共通点又は違いがあると考えられるか。

4 1から3までを踏まえ、条約の作成において現在用いられている組込みという立法技術を法令において利用することについて、どう考えるか。

## 二 資料

### (準用)

#### ○「法令用語辞典 第十次改訂版」(学陽書房) 四〇〇ページ

ある事項に関する規定をそれと本質の異なる事項について、当然必要な若干の変更を加えつつ、当てはめるふことをいう。(中略) 準用の場合においては、それに伴い、当然必要な読替えその他の修正を加えて解釈しなければならないが、(中略) その読替えのうち特に解釈上問題となるような事項を条文上明示している例が多い。(中略) 「準用」の場合、準用された法令が改廃されたときは、当然に準用法令にもその効力が及ぶものと解されぬ。

(組込み(incorporation by reference))

○ BLACK'S LAW DICTIONARY

A method of making a secondary document part of a primary document by including in the primary document a statement that the secondary document should be treated as if it were contained within the primary one.

(組込条約の例①)

○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平11〇條1大）（抄）

第一条 環太平洋パートナーシップ協定の組込み

- 1 締約国は、一九九六年一月四日におけるクラハムドで作成された環太平洋パートナーシップ協定（TPP）（第三十・四条（加入）、第三十・五条（効力発生）、第三十・六条（脱退）及び第三十・八条（正文）を除く。）の規定が、この協定の規定に従い、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことを合意する（注）。

注 この協定の規定は、この協定の非締約国に対していかなる権利も与へぬものではない。

- 2 この協定の適用上、TPPにおける署名の日については、この協定の署名の日を意味するものとする。
- 3 TPPが効力を有する場合において、この協定がTPPが抵触する場合は、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

〔英文〕

Article 1 : Incorporation of the Trans-Pacific Partnership Agreement

1. The Parties hereby agree that, under the terms of this Agreement, the provisions of the Trans-Pacific Partnership Agreement, done at Auckland on 4 February 2016 (" the TPP: ) are incorporated, by reference, into and made part of this Agreement *mutatis mutandis*, except for Article 30.4 (Accession), Article 30.5 (Entry into Force), Article 30.6 (Withdrawal) and Article 30.8 (Authentic Texts).<sup>1</sup>
2. For the purposes of this Agreement, references to the date of signature in the TPP shall mean the date of signature of this Agreement.

3. In the event of any inconsistency between this Agreement and the TPP, when the latter is in force, this Agreement shall prevail to the extent of the inconsistency.

1 For greater certainty, nothing in this Agreement shall provide any rights to any non-Party to this Agreement.

○外務省印示第四一六号（平成三〇年一月二十七日印外第二八九号）（抄）  
日本国政府は、平成三〇年三月八日ニシテハアドで作成せられた「環太平洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定」の効力を発生せしめたる、国内法上の手続を終了した日を平成三〇年七月六日ニ寄託者ヒント指定期限内ノルハハツニ通報し候ふたるハ、本協定は、ルの第二条一の規定に従ふ、平成三〇年十一月三十日ニ効力を生ず。

同協定の締約国は、平成三〇年十一月一日現在次のル如くである。

オーストラリア連邦、カナダ、日本国、メキシコ合衆国、ノルウェーハンガポール共和国  
たゞ、環太平洋パートナーシップに關する包括的及び先進的な協定第一條一の「環太平洋パートナーシッ

「環太平洋パートナーシップ協定」は、次のとおりである。

平成三十年十二月二十七日

外務大臣臨時代理　國務大臣　菅　義偉

環太平洋パートナーシップ協定

前文

この協定の締約国は、

(以下略)

(組込条約の例②) (将来改正対応規定を含むもの)

○經濟上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 (平三〇条一五) (抄)

〔和文〕

第一・八条 法令及びその改正

この協定において締約国の法令というときは、別段の定めがある場合を除くほか、その改正を含むものと了解する。

第一・九条 他の協定との関係

- 1 欧州連合又は欧州連合構成国と日本国との間の現行の協定は、この協定によつて代替されず、又は終了されない。
- 2 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、世界貿易機関設立協定に基づく義務に反する態様で行動

することを要求するものではない。

3 この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、

両締約国は、相互に満足すべき解決を得るため、直ちに相互に協議する。

4 この協定において、国際協定（注）の全部又は一部が引用されており、又は組み込まれている場合は、当該国際協定には、当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定であつて、この協定の署名の日以後に両締約国について効力を生ずるもののが含まれるものと了解する。当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定の結果、この協定の実施又は適用について問題が生ずる場合において、いずれかの締約国の要請があつたときは、両締約国は、当該問題について相互に満足すべき解決を得るために、必要に応じて相互に協議することができる。

注 この協定において引用されており、又は組み込まれている国際協定は、この協定の署名の日前に両締約国について効力を生じている直近の改正を含むものと了解する。

（中略）

#### 第十・一条 政府調達協定の組込み

政府調達協定は、必要な変更を加えた上で、この章に組み込まれ、この章の一部を成す。

#### 第十一・二条 追加的な適用範囲

附属書十第二編の規定の適用を受ける調達については、政府調達協定に定める規則及び手続であつて、同附属書第一編に特定するものを準用する。

（以下略）

[挿文]

## ARTICLE 1.8

### Laws and regulations and their amendments

Where reference is made in this Agreement to laws and regulations of a Party, those laws and regulations shall be understood to include amendments thereto, unless otherwise specified.

## ARTICLE 1.9

### Relation to other agreements

1. The existing agreements between the European Union or its Member States and Japan are not superseded or terminated by this Agreement.
2. Nothing in this Agreement shall require either Party to act in a manner inconsistent with its obligations under the WTO Agreement.
3. In the event of any inconsistency between this Agreement and any agreement other than the WTO Agreement to which both Parties are party, the Parties shall immediately consult with each other with a view to finding a mutually satisfactory solution.
4. Where international agreements<sup>1</sup> are referred to in or incorporated into this Agreement, in whole or in part, they shall be understood to include amendments thereto or their successor agreements entering into force for both Parties on or after the date of signature of this Agreement. If any matter arises regarding the

implementation or application of the provisions of this Agreement as a result of such amendments or successor agreements, the Parties may, on request of either Party, consult with each other with a view to finding a mutually satisfactory solution to this matter as necessary.

- 1 The international agreements referred to in or incorporated into this Agreement shall be understood to include their most recent amendments having entered into force for both Parties before the date of signature of this Agreement.

## ARTICLE 10.1

### Incorporation of the GPA

The GPA is incorporated into and made part of this Chapter, *mutatis mutandis*.

## ARTICLE 10.2

### Additional scope of application

The rules and procedures provided for in the provisions of the GPA specified in Part 1 of Annex 10 apply, *mutatis mutandis*, to procurement covered by Part 2 of Annex 10.

(細込条約の範③)

○経済上の連携の趣旨に鑑みて本規則は、各該国との間の総合的な連携（第1項本文）（金）

〔英文〕

第三章 物品の調達

## 第一節 一般規則

### 第三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の產品に対して内國民待遇を与えるものとし、このため、同条の規定は、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととなる。

(略)

### 第十七章 例外規定

#### 第一百六十八条 一般的例外

1 第三章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第八章及び第十章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

[英文]

Chapter 3 Trade in Goods

Section 1 General Rules

Article 3 National Treatment

1. Each Party shall accord national treatment to the goods of the other Party in accordance with Article III of

the GATT 1994 and to this end Article III of the GATT 1994 is incorporated into and made part of this Agreement.

## Chapter 17 Exceptions

### Article 168 General Exceptions

1. For the purposes of Chapters 3, 4, 5, and 6, Article XX of the GATT 1994 is incorporated into and made part of this Agreement, *mutatis mutandis*.
2. For the purposes of Chapters 8 and 10, paragraphs (a), (b) and (c) of Article XIV of the GATS are incorporated into and made part of this Agreement, *mutatis mutandis*.

## (組込条約の例④)

○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（抄）

1. 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（千九百九十四年のガット）は、次のものにより構成される。  
（a）国際連合貿易雇用会議準備委員会第11会期の終る時に採択された最終議定書（暫定的適用に関する議定書を除く。）及び附属する千九百四十七年十月三十日付けの関税及び貿易に関する一般協定（世界貿易機関協定の効力発生の日前に効力を生じた法的文書による訂正され、改正され又は修正された

もの)

○外務省告示第七百四十九号（平成六年十二月二十八日号外第二百四十二号）（抄）

日本国政府は、平成六年四月十五日にマラケシユで作成された「世界貿易機関を設立するマラケシユ協定」の受諾書を平成六年十二月二十七日にガット事務局長に寄託した。同協定は、その第十四条1の規定に従い、平成七年一月一日に効力を生ずる。（中略）

世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシユ議定書に附属する日本国以外の国の譲許表並びに世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定に附属する日本国以外の国の特定の約束に係る表及び第二条の免除に係る表は、外務省条約局に備え置いて縦覧に供する。

なお、世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定1(a)の「千九百四十七年十月三十日付けの関税及び貿易に関する一般協定」及び世界貿易機関を設立するマラケシユ協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第三十五条の規定に基づき我が国が遵守する必要のある「集積回路についての知的所有権に関する条約」の該当する条は、それぞれ次のとおりである。

平成六年十二月二十八日

外務大臣 河野 洋平

千九百四十七年十月三十日付けの「関税及び貿易に関する一般協定」（日本国加入議定書により適用されることとなつた協定に、千九百五十七年十月七日及び千九百六十六年六月二十七日にそれぞれ発効した改正（前文、第二部及び第三部の改正並びに第四部の追加）を含む。）

### 関税及び貿易に関する一般協定

オーストラリア連邦、ベルギー王国、ブラジル合衆国、ビルマ、カナダ、セイロン、チリ共和国、中華民国、キューバ共和国、チエツコスロヴァキア共和国、フランス共和国、インド、レバノン、ルクセンブルグ大公国、オランダ王国、ニューギニア・ジーランド、ノールウェー王国、パキスタン、南ローデシア、シリア、南アフリカ連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府は、

貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度のかつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保し、世界の資源の完全な利用を発展させ、並びに貨物の生産及び交換を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、

関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際通商における差別待遇を廃止するための相互のかつ互恵的な取極を締結することにより、これらの目的に寄与することを希望して、  
それぞれの代表者を通じて次のとおり協定した。

### 第一部

#### 第一条 一般的の最惠国待遇

（略）

「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」第三十五条の規定に基づき我が国が遵守する必要のある「集積回路についての知的所有権に関する条約」の該当する条

集積回路についての知的所有権に関する条約

## 第二条 定義

（以下略）

（注）この後、第二条以外に、第三条（この条約の対象）、第四条（保護の法的形式）、第五条（内国民待遇）、第六条（保護の範囲）、第七条（使用、登録及び開示）、第十二条（パリ条約及びベルヌ条約の保障条項）及び第十六条（この条約の効力発生）が告示において引用されている。

（注）集積回路についての知的所有権に関する条約・・・千九百八十九年作成。現時点においても未発効。

（組込条約の例⑤）

○知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（抄）

第三十五条 集積回路についての知的所有権に関する条約との関係

加盟国は、集積回路の回路配置（この協定において「回路配置」という。）について、集積回路についての知的所有権に関する条約の第二条から第七条まで（第六条(3)の規定を除く。）、第十二条及び第十六条(3)並びに次条から第三十八条までの規定に従つて保護を定めることに合意する。

（参考：他の二国間条約を修正することを目的とする多数国間条約の例）

○税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（平三〇条八）

（抄）

この条約の締約国は、

（略）

所得に対する二重課税を回避するための既存の協定のネットワーク全体において、当該協定のそれぞれについて二国間で再交渉することを要することなく、合意された変更を同時に、かつ、効率的な方法によつて実施するための効果的な枠組みの必要性を認識して、  
次のとおり協定した。

### 第一部 適用範囲及び用語の解釈

#### 第一条 条約の適用範囲

この条約は、次条（用語の解釈）1に規定する全ての対象租税協定を修正する。

#### 第二条 用語の解釈

1 この条約の適用上、次の定義を適用する。

(a)

「対象租税協定」とは、所得に対する租税に関する二重課税を回避するための協定（他の租税を対象とするか否かを問わない。）であつて、次の全ての要件を満たすものをいう。

(i) 次のいずれかに該当する国又は地域であつて二以上のものの間において効力を有すること。

(A) 締約国

(B) 当該協定の当事者である地域であつて、締約国が国際関係について責任を負うもの

(ii) 各締約国が、この条約の対象とすることを希望する協定として寄託者に通告した協定及び当該協定を改正する文書又は当該協定に附属する文書であつて、題名、当事者の名称、署名の日及びその通告の時において効力を生じている場合には効力発生の日によつて特定されるものであること。

（以下略）

（被準用法令の改正に伴い準用法令の関連規定を改正した最近の例）

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（平三一法一（二））

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の二項を加える。

13 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる三十四億四千四百十万美元の範囲内において、出資することができる。

第五条第五項中「額面百円につき百円」を「額面金額と同額」に改める。

第十条第一項中「銀行に出資する」の下に「アメリカ合衆国通貨に代えてその一部をアメリカ合衆国通貨をもつて表示する国債で、」を加え、「、その一部」を「その一部」に、「国債で」を「本邦通貨をもつて表示する国債で、それぞれ」に改める。

第十四条中「第十三条第二項及び」を「第十三条第二項並びに」に、「第五条第十一項」を「第二条第三項(b)並びに第五条第十一項(a)及び第十二項」に改め、「すべての」を削り、「(基金通貨代用証券及び国債を含む。以下この条において同じ。)」を「その他の資産」に改め、同条後段中「本邦通貨」を「当該資産」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

2 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「中「銀行」とあるのは「国際金融公社」と、「第六条中」とあるのは「同条第五項中「百円」とあるのは「千合衆国ドル」と、第六条中」と、同条第四項中「銀行」とあるのは「」を「及び第四項中「銀行」とあるのは「」に改める。

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭二七法一九一）（抄）

（証券による基金への出資）

第五条 （略）

5 第二項の規定により発行する基金通貨代用証券の交付価格は、額面金額と同額とする。  
（国債による銀行への出資等）

第十条 政府は、第三条第一項の規定により銀行に出資するアメリカ合衆国通貨に代えてその一部をアメリカ合衆国通貨をもつて表示する国債で、本邦通貨に代えてその一部を本邦通貨をもつて表示する国債で、それぞれ出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 第五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により発行する国債について、第六条の規定は、第一項の規定により銀行に出資した国債について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第四項中「第七条第一項」とあるのは「第十条第四項」と、「基金」とあるのは「銀行」と、第六条中「基金」とあるのは「銀行」と読み替えるものとする。

○国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭三一法一六七）（抄）

（国債による出資等）

第二条 （略）

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一

号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「国際金融公社」と読み替えるものとする。

（国会答弁（被組込条約が未発効条約である場合））（参議院農林水産委員会 平成三〇年四月三日）（抄）  
○紙智子君 （略）それから、TPP11協定についても聞くんですけども、これ新しい協定だというふうに言っているわけですね、新協定だと。第一条には、TPP12も、元のTPP協定を組み込むと書かれています。

WTOの際に一部暫定発効していたガット協定を適用したことはあるようですけれども、新しい協定を作ることに当たつて発効もしていない協定を取り込んだことというのは過去にあつたんでしょうか。

○政府参考人（飯田圭哉君） 例えはほかの例でございますが、一九九四年のガット同様に、WTO協定の一部を成すTRIPS協定、これ知的財産の貿易関連の側面に関する協定でございますが、その中では未発効の、これは集積回路といってICなんですが、知的所有権に関する条約の関連条項に従つた保護を規定している例がございます。このように、未発効の協定の規定を新たな協定の下に取り込んで実施する例は存在するというふうに理解しております。

なお、一方の協定の規定を他方の協定の下に取り込んで実施する際には、取り込まれた一方の協定の規定は他方の協定の効力発生とともに他方の協定の一部として効力を生ずることであり、一方の協定が効力を発生しているか否かは問題とはならないというふうに我々としては理解をしているところでございます。

(以下略)

(「その性質に反しない限り・・・を準用する。」の例)

○少年法（昭二三法一六八）（抄）

（閲覧又は謄写の手数料）

第五条の三 前条第一項の規定による記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七条から第十条まで及び別表第二の一の項の規定（同項上欄中「（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）とある部分を除く。」を準用する。）

○逃亡犯罪人引渡法（昭二八法六八）（抄）

（東京高等裁判所の審査）

第九条（略）

4 東京高等裁判所は、第一項の審査をするについて必要があるときは、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。この場合においては、その性質に反しない限り、刑事訴訟法第一編第十一章から第十三章まで及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

○企業担保法（昭三三法一〇六）（抄）

（民事訴訟法及び民事執行法の準用）

第十七条 特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）第一編から第四編までの規定を準用する。

○国際捜査共助等に関する法律（昭五五法六九）（抄）

（刑事訴訟法等の準用）

第十三条 檢察官、検察事務官若しくは司法警察職員のする処分、裁判官のする令状の発付若しくは証人尋問又は裁判所若しくは裁判官のする裁判については、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平一八法四八）（抄）

（贈与又は遺贈に関する規定の準用）

第一百五十八条 生前の処分で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。

2 遺言で財産の拠出をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。

○国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平一九法三七）（抄）

（準用）

第四十七条 この節に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については組織的犯罪処罰法第三章、第四章（第二十二条、第二十三条、第三十二条、第三十三条、第四十二条、第四十三条、第四十七条及び第四十八条を除く。）及び第六十九条から第七十二条まで、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和二十八年法律第百三十八号）の規定を、執行協力の請求を受理した場合における措置については逃亡犯罪人引渡法第八条第二項並びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平二五法四八）（抄）

（終局決定の変更）

第一百十七条 （略）

6 前各項に規定するもののほか、第一項の規定による終局決定の変更の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

（再審）

## 第一百十九条（略）

2 再審の手続には、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

（「・・・の例により（よつて）～する（できる）。」の例）

### ○私立学校教職員共済法（昭二八法二四五）（抄）

#### （滞納処分）

第三十一条 前条の規定による督促又は第二十九条の二各号（第一号ハを除く。）のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げてする掛金等の納入の告知を受けた学校法人等が、この指定の期限までに掛金等を完納しないときは、事業団は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は学校法人等若しくはその財産のある市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区又は総合区とする。第三項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

2 事業団は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、事業団は、徵収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

#### （徵収に関する通則）

第三十三条 掛金等その他この法律の規定による徵収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国

税徵収の例により徵収する。

○行政事件訴訟法（昭三七法一三九）（抄）

（被告適格等）

第十一条（略）

4 第一項又は前項の規定により國又は公共團体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、  
民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ當該各号に  
定める行政庁を記載するものとする。

○地方公務員等共済組合法（昭三七法一五二）（抄）

（保険医療機関の療養担当等）

第六十条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に從事する保険医若しく  
は保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。第一百四十四条の二十八  
第一項において同じ。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の  
療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の指定に係る訪問看護事業所（健康保険法第八十九条第  
一項に規定する訪問看護事業所をいう。第一百四十四条の二十八第二項において同じ。）の看護師その他  
の従業者は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の指定訪問看護並

びにこれに係る事務を担当し、又は指定訪問看護に当たらなければならぬ。

○河川法（昭三九法一六七）（抄）

（強制徴収）

第七十四条（略）

3 河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭五五法三六）（抄）

（不正利得の徴収）

第十五条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等給付金（仮給付金を含む。以下この項及び第十九条において同じ。）の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

○組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平一一法一三六）（抄）

（第三者の財産の没収手続等）

第十八条 （略）

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

（決定の取消し）

第六十五条 （略）

2 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。

○アルコール事業法（平一二法三六）（抄）

（強制徴収）

第三十七条（略）

4 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、経済産業大臣は、国税滞納処分の例により、第一項及び第二項に規定する納付金及び延滞金を徴収することができる。この場合における納付金及び延滞金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

○特定複合観光施設区域整備法（平三〇法八〇）（抄）

（徴収金の督促及び滞納処分）

第一百八十六条（略）

3 カジノ管理委員会は、第一項の規定による督促を受けたカジノ事業者がその指定の期限までに徴収金を完納しないときは、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

（徴収金の徴収手続等）

第一百八十九条 徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

○学校教育法等の一部を改正する法律（令元法一一）（抄）

（略）

附 則

（略）

（私立学校法の一部改正に伴う準備行為）

第九条 第三条の規定による改正後の私立学校法（以下「新私立学校法」という。）第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画の作成及び新私立学校法第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新私立学校法の例により施行日前においても行うことができる。

（「その性質に反しない限り・・・の例による。」の例）

○特許法等の一部を改正する法律（令元法三）（抄）

(特許法の一部改正)

第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

(略)

第一百五条の二を第一百五条の二の十一とし、第一百五条の次に次の十条を加える。

(略)

(査証人の旅費等)

第一百五条の二の九 査証人に関する旅費、日当及び宿泊料並びに査証料及び査証に必要な費用について  
は、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）中これら  
に関する規定の例による。

条約の組込みについて（法令と比較しつつ）

（担当 間瀬参事官）

○ 議事要旨

1 議題1から4までを通じて、全体的に、条約と法令という異なる法規範を比較することは根本的な課題を議論する上で有益であるとしつつ、両者の違いを念頭に以下のような意見が示された。

・条約のうち、特に多数国間条約については、未発効の状態が比較的長く続くものもある。他方で法律において、未施行の状態が長く続くことは考えにくい。

・条約は、関係国家間の合意に基づくものであり、当事者間の契約に似ている。他方で、法律は、そうした合意は必要なく、その制定においては統一的なルールを必要とする。

2 議題1に関連して、次のような意見が出された。

- ・法令の準用における準用法令と被準用法令の関係については、被準用法令に行つて関連規定を見ることとなつていて、まぎれなく特定するためには、被準用法令が施行されている必要があるのではないか。
- ・法律では、「・・・の例により」、「なお従前の例による。」といった形での手当ができるという意味でも、法令の準用において未施行の規定を借りてくる必要はないと考えられる。
- ・国内法令の文言は、公布によつて確定的なものとして国民に対して示されることから、未施行であつて

も公布されていれば準用できるのではないか。

### 3 議題2については、次のような意見が出された。

- ・法令については、将来改正対応規定により将来についてまで担保する必要はなく、必要が生じた時点で適切に改正することで対応すべき。

・法令では、現在準用を行つても、将来その準用を行わなくなることがあり得る。作業の効率化の重要性は条約と法令に共通するが、採るべき手法は異なるのではないか。

・将来改正対応規定は主権国家が当事者である条約に特徴的なものであり、将来も含めたパッケージとしての国家間の合意の現れと解される。これに対し国内ではその時々に国会が法律を制定している。

### 4 議題3については、次のような発言がなされた。

・例に挙げられている行政事件訴訟法においては、民事訴訟法と同様の規定を書き下すとなると条文数が膨大になるため、手続的な規律を包括的に引いている。

- ・「その性質に反しない限り・・・を準用する。」との規定は可能な限り避けた方がよいのではないか。
- ・「・・・の例により」とは包括的に借用するという規定の仕方であり、「民事訴訟の例により」というのは、民事訴訟法に限らず民事訴訟に関する全ての法令を引いているということである。

### 5 議題4に関連して、次のような意見が出された。

- ・条約の組込みは、多数国間条約の規範を二国間条約に取り込むという意味で有意な手法であるとの点は理解する。他方で、法律については事情が異なつており、今あるもの以上に新たな手法を取り入れる必要性はないと考えられる。

ある条中の字句を改め、当該条を条移動する改正規定を施行期日等で引用する場合の特定について  
(A条中「○○」を「△△」に改め、同条を第B条とする。)

（担当 駒井参事官）

## 一 議題

1 ある条中の字句を改め、当該条を条移動する改正規定（A条中「○○」を「△△」に改め、同条を第B条とする。）を施行期日等で引用する場合の特定については、主に次の三例が見受けられる。

(1) 「A条の改正規定」で字句改正も条移動も含まれるという整理

### 【最近の例】

土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平三〇政二九四）  
(土地改良法施行令の一部改正)

第一条 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三条の二中「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改め、同条を第四条とする。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この政令は平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中土地改良法施行令第一条の九から第三条までの改正規定、同令第三条の二の改正規定（「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改める部分に限る。）、（略）の規定は、公布の日から施行する。

（※附則第一項全体版については（参考一の1）（二三ページ）参照）

(2) 「A条を改め、同条をB条とする改正規定」と一塊の規定とする整理

【最近の例】

戸籍法の一部を改正する法律（令元法一七）

(略)

第一百三十四条中「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は第一百二十条の六第一項の規定による閲覧をし、若しくは同条の規定による証明書の交付を受けた者」を加え、同条を第一百三十六条とする。

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

五～（略）～、第一百三十四条を改め、同条を第百三十六条とする改正規定（第一百三十四条を改める部分に限る。）及び～（略）～の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（※附則第一条第五号全体版は（参考一の2（二四ページ）参照）

(3) 「A条の改正規定」及び「A条をB条とする改正規定」とそれぞれを別に扱う整理

【最近の例】

卸売市場法施行令の一部を改正する政令（令元政五五）

附 則

1 (略)

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、卸売市場法施行令第一条の改正規定中～（略）～及び同令第八条を同令第二条とす

る改正規定中「第二条」を「第三条」に改める。

(参考)

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平三〇政二九三）

(卸売市場法施行令の一部改正)

第一条 卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

(略)

第八条第一項中「第四十八条第一項」を「第十二条第二項」に、「で同一」を「(同一)」に、「もの」を「ものであつて、」に、「加入する」を「加入しない」に改め、「以外のもの」を削り、同項ただし書中「又は中央卸売市場における卸売の業務」を削り、同条第三項中「第四十八条第一項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第二条とする。

(略)

2 上記一の三例を踏まえ、以下の場合における適当な規定ぶりについて検証したい。

(1) A条中の字句改正とA条の条移動がともにある場合であつて、字句改正部分のみ指す場合（例えば、附則の施行期日を定める規定において、A条の字句改正は1年以内施行とし、条移動については2年以内施行とするなど施行期日が分かれる場合）には、次のいずれかの規定を用いることが適当と考えられるか。

(例の一) 「A条の改正規定」（具体的な例：参考1）

(例の二) 「A条の改正規定（A条を改める部分に限る。）」（具体的な例：一の1、参考2（九ページ））

(例の三) 「A条の改正規定（同条をB条とする部分を除く。）」（具体的な例：参考3（一〇ページ））

(例の四) 「A条を改め、同条をB条とする改正規定（A条を改める部分に限る。）」

(具体的な例：一の2)

(2) A条中の字句改正とA条の条移動がともにある場合であつて、条移動のみ指す場合には、次のいずれかの規定を用いることが適當と考えられるか。

(例の一) 「A条の改正規定（A条を改める部分を除く。）」（類例：一の1）

(例の二) 「A条の改正規定（同条をB条とする部分に限る。）」（類例：参考3（一〇ページ））

(例の三) 「A条をB条とする改正規定」（具体的な例：一の3、参考4（一五ページ））

(例の四) 「A条を改め、同条をB条とする改正規定（A条を改める部分を除く。）」（類例：一の2）

(3) A条中の字句改正とA条の条移動がともにある場合であつて、字句改正、条移動の双方とも指す場合には、次のいずれかの規定を用いることが適當と考えられるか。

(例の一) 「A条の改正規定」

(例の二) 「A条の改正規定及び同条をB条とする改正規定」（具体的な例：参考4（一五ページ））

(例の三) 「A条を改め、同条をB条とする改正規定」（具体的な例：参考5（一九ページ））

## 二 参考資料

### (参考1)

○「A条の改正規定」として、A条中の字句改正のみを指している例

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

(平三一政一〇六)

(略)

第十五条の二第二項中「法第十三条の二第一項」の下に「又は第三項」を、「同条第三項中」の下に「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、「年月日」を「同項第五号中「法第四十一条第十項」に、「年月日並びにその者が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「震災特例法」に、「に規定する個人であること」を「と、「同条」とあるのは「法第四十一条」と、同項第六号中「法第四十一条第十三項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第三項」と、「同条の」とあるのは「法第四十一条の」と、「同条第十五項」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項」と、「控除限度額」とあるのは「再建特別特定控除限度額」に、「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第十五条の二第一項」を「第十五条の二第四項第一号」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五項」とし、同条第一項の次に次の三項を加える

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定（「同条第二項」を「同条第三十一項」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改める部分を除く。）及び第十五条の二第二項の改正規定（「法第十三条の二第一項」の下に「又は第三項」を、「同条第三項中」の下に「「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第三項の規定により法第四十一条」と、」を加える部分及び「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、「第十五条の二第一項」を「第十五条の二第四項第一号」に、「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第三十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第三条第一項及び第二項並びに第四条第一項の規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

(略)

(注) Super法令Webの改正履歴を確認すると、第十五条の二第二項を同条第五項とする改正規定については、第一条本文に基づき平成三十一年四月一日施行とされており、「第十五条の二第二項の改正規定」には、項目移動は含まれていないという整理になつていていると考えられる。

(参考2)

○「A条の改正規定（A条を改める部分に限る。）として、A条中の字句改正のみを指している例

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令元政三二）

（略）

第二条第一項中第五十号の七を第五十号の八とし、第五十号の四から第五十条の六までを一号ずつ繰り下  
げ、同項第五十号の三中「製剤」の下に「。ただし、二一（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリレート六・  
四%以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同項第五十号の四とし、同項第五十号の二の次に次の一  
号を加える。

（略）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第五  
十号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二一（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリレート六・  
四%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布  
の日から施行する。

(参考3-1)

○「A条の改正規定（同条をB条とする部分を除く。）」として、A条中の字句改正のみを指している例

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

（平一六法八八）

（社債等の振替に関する法律の一部改正）

第一条　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第一百二十八条の見出しを「（加入者等による振替口座簿に記載され、又は記録されている事項についての請求）」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は当該事項に係る情報を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供すること」を、「ついても」の下に「、正当な理由があるときは」を加え、第七章中同条を第二百九十九条とする。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を

削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第百十五条、  
第一百十八条、第一百二十二条及び第一百二十三条の改正規定、第一百二十八条の改正規定（同条を第二百五十九  
条とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第一百五十八条第二項（第二号から第  
四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項（同項において準用する第一百五十八条第  
二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十三条、第二  
百六十一条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三  
項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十二条、第二百六十八条第一項（同項において準用する第  
一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）並びに第二  
百六十九条に係る部分に限る。）並びに同法附則第十九条の表の改正規定（「第一百十一条第一項」を「第  
一百十一条」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条の改正規定（「同法第二条第二項」を「投資信託  
及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。）、第二条の規定、第三条の規定（投資  
信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則  
第三条から第二十九条まで、第三十四条（第一項を除く。）、三十六条から第四十三条まで、第四十七  
条、第五十条及び第五十二条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十  
四年法律第百八十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、  
第九十五条及び第一百九条の規定、附則第一百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八  
年法律第九十五号）第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十条から第二百二十二条までの規定、附則第一百二  
十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十

一第七項の改正規定、附則第百二十五条の規定並びに附則第百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五条第四項及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(参考3-2)

消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇政一三五）

（消費税法施行令の一部改正）

第一条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十八条第一項第二号中「第十八条の四」を「第十八条の五」に改め、「次項第一号ハ及び」を削り、同条第二項第一号中「この項及び第八項」を「この条及び第十八条の四第一項」に改め、同号イ中「第六項」を「第五項」に、「提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類の貼付けを受けるとともに、当該旅券等と当該書類との間に割印を受ける」を「提示する」に改め、同号ロ中「当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類」を「その所持する旅券等に記載された情報」に、「提出する」を「提供する」に改め、同号ハを削り、同項第二号中「に掲げる要件及び次」を「及び口」に、「満たして」を「満たし、かつ、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法によつて包装された」に改め、同号イ及び口を削り、同項第三号イ中「その所持する旅券等を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提示する」を「第一号イ及び口に掲げる要件の全てを満たす」に改め、同項第五号中「第二号口に掲げる要件を満たして」を「第二号に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法によつて包装された」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合における第一項第二号及び第二項の規定の適用については、当該資産を消耗品としてこれら」を「輸出物品販売場を経営する事業者が次に掲げ

る資産を譲渡する場合には、当該資産を消耗品として前二項、第十二項及び第十三項並びに第十八条の三第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合における当該資産

二 前項第二号に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する方法により包装した一般物品（前号に掲げる資産を除く。）

第十八条第五項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第二項第四号又は第五号の規定による書類の提出は、これらの規定に規定する輸出する旨を誓約する電磁的記録（法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。第六項及び第十四項において同じ。）（当該書類の記載事項を記録したものに限る。）の提供によつてすることができる。

（略）

#### 附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消費税法施行令第十八条第五項の改正規定（同項を同条第三項とする部分を除く。）及び附則第三条の規定 平成三十年七月一日

(参考4-1)

○「A条の改正規定」及び「同条をB条とする改正規定」と、A条中の字句改正とA条の条移動をそれぞれ別の改正規定として指している例

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平二三法一六）

（略）

第六十六条中「前三条」を「第六十三条から前条まで」に改め、同条を第六十七条とする。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 目次の改正規定（「第十二条の四」を「第十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める部分及び「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改める部分を除く。）、第五条第四項の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第十二条の三の改正規定、第十二条の四の改正規定、第二章中同条を第十二条の六とし、第十二条の三の次に二条を加える改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定、第二十五条の改正規定、第二十六条の改正規定、第二十八条の改正規定、第四章の章名

の改正規定、同章中第四十六条の次に三条を加える改正規定、第六十三条に一号を加える改正規定、第六十四条の改正規定、第六十六条の改正規定、同条を第六十七条とする改正規定、第六十五条の改正規定（第二十八条の二第一項に係る部分を除く。）、第六十五条を第六十六条とし、第六十四条の次に一条を加える改正規定、本則に二条を加える改正規定、第六章を第七章とする改正規定、第五十一条の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十六条の改正規定、第六十一条の改正規定及び第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び附則第十九条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(参考4-2)

所得税法等の一部を改正する法律（平成三一法六）

（所得税法の一部改正）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二百三条の四中「前条」を「第二百三条の三（徴収税額）」に改め、同条第二号中「公的年金等の定義」を「雑所得」に、「とき。」を「とき」に改め、同条を二百三条の五とする。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五 （略）

六 次に掲げる規定 平成三十二年一月一日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定、同法第八十三条の二第二項の改正規定、同法第八十五条第二項の改正規定、同法第一百二十一条第三項の改正規定、同法第一百七十六条第三項の改正規定、同法第一百八十条の二第三項の改正規定、同法第一百八十六条の次に一条を加える改正規定、同法第一百八十七条の改正規定、同法第一百九十条第二号二の改正規定、同法第一百九十八条第二項の改正規定、同法第二百三

条の三の改正規定、同法第二百三条の六（見出しを含む。）の改正規定、同法第四編第三章の二中同条を第二百三条の七とする改正規定、同法第二百三条の五の改正規定、同条を同法第二百三条の六とする改正規定、同法第二百三条の四の改正規定、同条を同法第二百三条の五とする改正規定、同法第二百三条の三の次に一条を加える改正規定、同法別表第二の備考の改正規定、同法別表第三の備考の改正規定及び同法別表第四の備考(一)(2)の改正規定並びに附則第五条及び第九条から第十一条までの規定

口・ハ (略)  
七  
七  
(略)

(参考5-1)

○「A条を改め、同条をB条とする改正規定」として、A条中の字句改正とA条の条移動とともに指している例

地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平二八政三六〇）

（略）

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第二条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第一条中地方税法施行令附則第三十四条を改め、同条を同令附則第三十五条とする改正規定及び同令附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定を削る。

（略）

（※参考）

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平二八政一三三）

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第三十四条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項第一号及び第二項第一号中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第一号中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「第四百四十七条第一項」を「第四百六十三条の十九第一項」に改め、同条第七項第一号及び第八項第一号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第九項中「附則第三十二条第一項」を「附則第三十四条第一項」に改め、同条第十項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第三十五条とする。

(参考5-2)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（令元政二六）

(略)

(住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

(略)

第一条のうち、住民基本台帳法施行令第三十条の三十一を改め、同条を同令第三十条の二十一とする改正規定中「中「に読み替えるもの」を削り、同条」を削り、同令第四章の二を同令第五章とし、同章の次に一章を加える改正規定のうち第三十条の十四に係る部分に次のように加える。

(略)

(※参考)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平三一政一五二）

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第一条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十条の三十一中「に読み替えるもの」を削り、同条を第三十条の二十一とする。

（略）

(参考一の1)

土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平三〇政二九四）

(略)

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中土地改良法施行令第一条の九から第三条までの改正規定、同令第三条の二の改正規定（「法第九十五条第三項及び法」を「第九十五条第三項及び」に改める部分に限る。）、第四十八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同令第四十八条の四の二の改正規定（「第三条の二」を「第四条」に改める部分を除く。）、同令第四十八条の五、第四十八条の六及び第四十八条の九から第五十条までの改正規定、同令第五十条の二の十一の次に一条を加える改正規定、同令第五十二条、第五十二条の二第四項及び第五十三条第二項の改正規定、同令第五十三条の十三を同令第五十三条の十五とし、同令第五十三条の十二の二を同令第五十三条の十四とし、同令第五十三条の十二の次に一条を加える改正規定、同令第七十二条第一項第一号、第七十二条の二、第七十二条の三、第七十二条の六、第七十三条及び第七十八条第一項第一号から第四号までの改正規定並びに同令附則第二条及び第三条の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(参考一の2)

戸籍法の一部を改正する法律（令元法一七）

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

五 第百二十条の次に七条を加える改正規定、第一百二十四条の改正規定（「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長」を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第二百二十八条から第二百三十条までの改正規定、第二百三十七条を改め、同条を第二百三十九条とする改正規定（第二百三十七条を改める部分に限る。）、第二百三十四条を改め、同条を第二百三十六条とする改正規定（第二百三十四条を改める部分に限る。）及び第二百三十三条を改め、同条を第二百三十五条とする改正規定（第二百三十三条を改める部分に限る。）並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条（前号に掲げる部分を除く。）の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和年度法令整備会議第二回 議題第三号関係議事要旨〕

ある条中の字句を改め、当該条を条移動する改正規定を施行期日等で引用する場合の特定について

(A条中「○○」を「△△」に改め、同条を第B条とする。)

(担当 駒井参事官)

○ 議事要旨

検証した(1)から(3)までの規定ぶりについては、出席者の多くの共通認識としては、読み手に誤解されない規定ぶり、すなわち、わかりやすさの観点から規定るべきではないかというものであつた。

具体的には、(1)については、「A条の改正規定」には、条移動は含まないという意見がある一方で、条移動も含むと考え(例の二)の「(「○○」を「△△」に改める部分に限る。)」又は(例の三)の「(同条をB条とする部分を除く。)」とすれば良いのではないかという意見に分かれた。(例の二)を規定することにより、具体的な改正内容がどの施行期日に該当するか読み手にとって明らかであるという利点があるという意見もあつた。一方で、(例の二)の規定だと、他にA条中の字句の改正があるのかないのか判然としないことから、(例の三)を採用して字句改正の全てが対象となつていることを明らかにした方がわかりやすいのではないかとの意見もあつた。

(2)については、これまでの用例も踏まえ、(例の三)の「A条をB条とする改正規定」と規定す

ることが、一番端的な表現であり、適當ではないかという意見が多かつた。一方で、（1）において（例の二）の「A条の改正規定（「○○」を「△△」に改める部分に限る。）」と規定するのであれば、（2）の場合には（例の二）の「A条の改正規定（同条をB条とする部分に限る。）」と規定することが整合性があるのでないかとの意見もあつた。

（3）については、（例の二）や（例の三）では改め文が長くなつてしまい、また改正規定を一つの塊として捉えるという考え方においては、（例の一）と規定することが適當ではないかとの考えも示されたが、条移動だけを指す改正規定（A条をB条とする改正規定）がある場合には、誤解がされないよう（例の二）又は（例の三）の規定ぶりとするのが適當ではないかとの意見が多かつた。